

平成 17 年 5 月 18 日

審査事務規程の第 29 次改正を行いました

- 排気管からの排出ガス発散防止機能に係る従前規定の適用の整理等 -

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、平成 17 年 4 月 13 日に国土交通省が自動車検査業務等実施要領（自動車交通局長通達）を一部改正したため、及び道路運送車両の保安基準第 31 条に係る適用関係告示（国土交通省告示）の内容を審査事務規程に規定するため、審査事務規程について一部改正を行い、平成 17 年 5 月 18 日から施行しました。

改正の概要は、次のとおりです。

1. 主な改正概要

- (1) 燃料の種類に「圧縮水素」を規定した。

自動車検査業務等実施要領の一部改正に伴い、自動車検査票 2 の燃料の種類欄に記載する燃料の種類に「圧縮水素」を追加した。（3-3-12）

- (2) 排気管からの排出ガス発散防止性能に係る従前規定の適用について、規定した。

道路運送車両の保安基準第 31 条に係る適用関係告示の内容について、審査事務規程の規定として取り入れた。

自動車の種別ごとの従前規定について規定されている項を一覧表に整理した。（4-50-4）

自動車の種別ごとの従前規定について、適用時期、規制値等を各項ごとに一覧表に規定した。（4-50-5～4-50-32）

- (3) その他

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の正誤が官報掲載されたことに伴う誤りを訂正するため、及びこれまでの審査事務規程の改正における誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

2. 施行時期

この規程は、平成 17 年 5 月 18 日から施行する。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（<http://www.navi.go.jp/>）
審査事務規程 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160 - 0003 東京都新宿区本塩町8 - 2 住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03 - 5363 - 3441 (代表)

03 - 5363 - 3519 (直通)

FAX 03 - 5363 - 3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成17年5月18日施行

新	旧
3 - 3—12 燃料の種類欄 検査票2の燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「<u>圧縮水素</u>」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。 4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4 - 50 - 1 性能要件 4 - 50 - 1 - 1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。<u>ただし、の基準は、二輪自動車（側車付二輪車を含む。）には適用しない。</u>（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係） [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回<u>校正</u>を行ったうえで使用することとする。また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第41条第1項第17号関係、細目告示第119条第1項第9号関係） （表）（略） [軽油、無負荷急加速黒煙規制] 軽油を燃料とする自動車のうち4 - 50 - 1 - 2(1)、4 - 50 - 1 - 2(1)及び4 - 50 - 1 - 2(1)に規定するものは、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては40%以下）でなければならないこと。この場合において、原動機を無負荷のまま加	3 - 3—12 燃料の種類欄 検査票2の燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。 4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4 - 50 - 1 性能要件 4 - 50 - 1 - 1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係） [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回<u>校正</u>を行ったうえで使用することとする。また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第41条第1項第17号関係、細目告示第119条第1項第9号関係） （表）（略） [軽油、無負荷急加速黒煙規制] 軽油を燃料とする自動車は、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては40%以下）でなければならないこと。この場合において、原動機を無負荷のまま加速ペダルを急速に一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中

速ペダルを急速に一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添 6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 19 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 11 号関係）

4 - 50 - 1 - 2 書面による審査

- (1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 及び の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下(1)において同じ。）を含む。）には適用せず、 から まで及び の基準は、二輪自動車に適用せず、 及び の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

～（略）

[大型特殊]

軽油を燃料とする大型特殊自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車 8 モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車 8 モード法（以下「ディーゼル特殊自動車 8 モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、ディーゼル特

に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添 6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 19 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 11 号関係）

[大型特殊自動車等のガス規制適用外]

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって次に掲げるものについては、 の規定は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 8 号関係）

ア 平成 20 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

イ 平成 21 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 22 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

エ 平成 20 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

オ 平成 20 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

4 - 50 - 1 - 2 書面等による審査

- (1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 及び の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下(1)において同じ。）を含む。）には適用せず、 から までの基準は、二輪自動車に適用せず、 及び の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

～（略）

[大型特殊]

軽油を燃料とする大型特殊自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車 8 モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞ

殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。(細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係) (表)(略) (略) [軽油、黒煙モード規制] <u>軽油を燃料とする自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 45「ディーゼル 4 モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙 4 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が 25% (大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあってはディーゼル特殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が 40%) を超えないものでなければならないこと。(細目告示第 41 条第 1 項第 18 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 10 号関係)</u> [並行・試作等のガス規制適用外] (2) 普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添 2 の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係) 普通自動車及び小型自動車であって、次に掲げるものの以外のもの ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの イ <u>車両総重量 3.5 t (平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車及び平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された軽油を燃料とする自動車にあっては、2.5 t) 以下のもの</u> 大型特殊自動車 4 - 50 - 2 欠番 4 - 50 - 3 欠番 4 - 50 - 4 適用関係の整理 <u>(別紙のとおりとする。)</u> 4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 4 - 51 - 1 性能要件 4 - 51 - 1 - 1 視認等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果	れ除して得た値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。(細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係) (表)(略) (略) [軽油、4モード黒煙規制] <u>軽油を燃料とする自動車のうち、及びの自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 45「ディーゼル 4 モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙 4 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が 25% を超えないものでなければならないこと。(細目告示第 41 条第 1 項第 18 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 10 号関係)</u> [並行・試作等のガス規制適用外] (2) 普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添 2 の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係) 普通自動車及び小型自動車であって、次に掲げるものの以外のもの ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの イ <u>車両総重量 3.5 t (軽油を燃料とする自動車にあっては 2.5 t) 以下のもの</u> 大型特殊自動車 4 - 50 - 2 欠番 4 - 50 - 3 欠番 4 - 50 - 4 適用関係の整理 <u>排気管からの排出ガス発散防止性能については、適用関係告示第 28 条(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)で定めるところによる。</u> 4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 4 - 51 - 1 性能要件 4 - 51 - 1 - 1 視認等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果
--	---

を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク等(各装置の配管及び配線を含む。以下 4 - 51 - 1 - 1 (2)、4 - 51 - 7 - 1 - 1 及び 4 - 51 - 8 - 1 - 1 において「触媒等」という。)が取り外されているもの

～ (略)

4 - 51 - 4 適用関係の整理

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下 4 - 51 - 4 から 4 - 51 - 8 までにおいて「二輪自動車」という。)を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車以外のものについては、4 - 51 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 78 項及び第 79 項関係)

、 (略)

適用関係告示第 28 条第 4 項又は第 7 項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車

(略)

車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(から までに掲げるものを除く。)であって昭和 50 年 12 月 1 日(2 サイクルの原動機を有する軽自動車(専ら乗用の用に供するものに限る。))及び輸入された自動車にあっては、昭和 51 年 4 月 1 日)以降に製作されたもの

車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの(から までに掲げるものを除く。)

(略)

軽自動車(から までの自動車を除く。)

(2) 次に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、4 - 51 - 6 (従前規定の適用)の規定を適用する。

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車〔昭和 49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成 10 年運輸省令第 67 号)による改正前の道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。)を除く。〕(適用関係告示第 28 条第 1 項第 3 号関係)

次に掲げる二輪自動車

ア 軽自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)

を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。)が取り外されているもの

～ (略)

4 - 51 - 4 適用関係の整理

(1) から までに掲げる自動車については、4 - 51 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。

、 (略)

第 4 項又は第 7 項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車

(略)

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(に掲げるものを除く。)であって昭和 50 年 12 月 1 日(2 サイクルの原動機を有する軽自動車(専ら乗用の用に供するものに限る。))及び輸入された自動車にあっては、昭和 51 年 4 月 1 日)以降に製作されたもの

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの(第一号から第四号までに掲げるものを除く。)

(略)

軽自動車(第 1 号から第 5 号までの自動車を除く。)

(2) 及び に掲げる自動車については、4 - 45 - 6 (従前規定の適用)の規定を適用する。

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車〔昭和 49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成 10 年運輸省令第 67 号)による改正前の道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。)を除く。〕(適用関係告示第 28 条第 1 項第 3 号関係)

軽自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降に、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)

小型自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成

<u>イ 小型自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)</u> (3) <u>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるものについては、4 - 51 - 7 (従前規定の適用)の規定を適用する。</u> <u>平成 14 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</u> <u>平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された普通自動車及び小型自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車を除く。 (適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</u> <u>平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された軽自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員の 10 人以下のものを除く。 (適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</u> (4) <u>軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものについては、4 - 51 - 8 (従前規定の適用)の規定を適用する。</u> <u>平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t 以下の普通自動車及び小型自動車。ただし、輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(普通自動車又は小型自動車(専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量 1.7t 以下の自動車を除く。)にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。 (適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)</u> <u>平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t を超える普通自動車及び小型自動車。ただし、輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。 (適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)</u> 4 - 51 - 5 従前規定の適用 <u>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置(排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を有効</u>	<u>13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)</u> (3) <u>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって次に掲げるものについては、4 - 45 - 7 (従前規定の適用)の規定を適用する。</u> <u>平成 14 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の表のイ及びロ及び同項第 4 号の表のイ及びロに掲げる自動車(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</u> <u>平成 15 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の表のハ及び同項第 4 号の表のハに掲げる自動車並びに同条第 1 項第 1 号及び第 2 号の自動車(二輪自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</u> <u>平成 15 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の表のニ及び同項第 4 号の表のニに掲げる自動車</u> (4) <u>及び に掲げる自動車については、4 - 51 - 8 (従前規定の適用)の規定を適用する。</u> <u>軽油を燃料とする自動車であって平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12 t 以下のものに限る。以下この号において同じ。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(同項第 7 号の表のニ及び第 8 号の表のニ並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)</u> <u>平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12 t を超えるのものに限る。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)</u> 4 - 51 - 5 従前の規定の適用 <u>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)のうち次に掲げる自動車以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置(排気管から大気中に</u>
--	--

に減少させる装置をいう。)であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。この場合において、及びの自動車は、国土交通大臣が指示することにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。(適用関係告示第 28 条第 78 項及び第 79 項)

、(略)

適用関係告示第 28 条第 4 項又は第 7 項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車

(略)

車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(から までに掲げるものを除く。)であって昭和 50 年 12 月 1 日(2 サイクルの原動機を有する軽自動車(専ら乗用の用に供するものに限る。))及び輸入された自動車にあっては、昭和 51 年 4 月 1 日)以降に製作されたもの

車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの(から までに掲げるものを除く。)

昭和 42 年 12 月 31 日以前に最初に法第 7 条第 1 項の新規登録を受けた自動車
軽自動車(から までの自動車を除く。)

4 - 51 - 6 従前規定の適用

及びに掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(昭和 49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 3 号関係)

次に掲げる二輪自動車

ア 軽自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降に、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)

イ 小型自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)

4 - 51 - 7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、及びに掲げるものに

排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を有効に減少させる装置をいう。)であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。この場合において、及びの自動車は、国土交通大臣が指示することにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。(適用関係告示 28 条 78 項)

、(略)

第 4 項又は第 7 項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車

(略)

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(に掲げるものを除く)であって昭和 50 年 12 月 1 日(二 サイクルの原動機を有する軽自動車(専ら乗用の用に供するものに限る。))及び輸入された自動車にあっては、昭和 51 年 4 月 1 日)以降に製作されたもの

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの(第一号 から第四号までに掲げるものを除く。)

昭和 42 年 12 月 31 日以前に最初に法第 7 条第 1 項の新規登録を受けた自動車
軽自動車(第 1 号から第 5 号までの自動車を除く。)

4 - 51 - 6 従前規定の適用

次の 及びに掲げる自動車については、4 - 51 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成 10 年運輸省令第 67 号)による改正前の道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。))を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 3 号関係)

軽自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降に、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)

小型自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)

4 - 51 - 7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって次に掲げるものについては、

ついては、次の基準に適合するものであればよい。

平成 14 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t以下の普通自動車又は小型自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)

平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された普通自動車及び小型自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t以下の普通自動車及び小型自動車を除く。 (適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)

平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された軽自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員の 10 人以下のものを除く。 (適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)

4 - 51 - 7 - 1 性能要件

4 - 51 - 7 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、に掲げるものに限る。)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)

触媒等が取り外されているもの

~ (略)

4 - 51 - 7 - 1 - 2 書面等による審査

4 - 50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係)

、 (略)

4 - 51 - 7 (従前規定の適用)の規定を適用する。

平成 14 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の表のイ及びロ及び同項第 4 号の表のイ及びロに掲げる自動車(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)

平成 15 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の表のハ及び同項第 4 号の表のハに掲げる自動車並びに同条第 1 項第 1 号及び第 2 号の自動車(二輪自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)

平成 15 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に制作された細目告示第 41 条第 1 項第 3 号の表のニ及び同項第 4 号の表のニに掲げる自動車

4 - 51 - 7 - 1 性能要件

4 - 51 - 7 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。)が取り外されているもの

~ (略)

4 - 51 - 7 - 1 - 2 書面等による審査

(1) 4 - 50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係)

、 (略)

(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは、(1) に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1) に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

後処理装置を用いないもの

酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの

4 - 51 - 8 従前規定の適用

及び に掲げる軽油を燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t 以下の普通自動車及び小型自動車。ただし、輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(普通自動車又は小型自動車(専ら乗用の用に供する自動車並びに車両総重量 1.7t 以下の自動車を除く。))にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t を超える普通自動車及び小型自動車。ただし、輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。

(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

4 - 51 - 8 - 1 性能要件

4 - 51 - 8 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。

触媒等が取り外されているもの

～ (略)

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車は、4 - 51 - 1 - 2 (1) に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び 4 - 51 - 1 - 2 (1) に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

後処理装置を用いないもの

酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの

触媒方式による連続再生式 DPF であって次のいずれかに該当するものを用いるもの

ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御(以下「強制再生制御」という。)を行う構造であり、強制再生制御機能に支障が生じた場合に、4 - 51 - 1 - 2 (1) に規定する警報装置が作動するもの

イ 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの

4 - 51 - 8 従前規定の適用

及び に掲げる自動車については、4 - 51 - 8 (従前規定の適用)の規定を適用する。

軽油を燃料とする自動車であって平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12t 以下のもの)に限る。以下この号において同じ。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(同項第 7 号の表の 2 及び第 8 号の表の 2 並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12t を超えるのものに限る。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

4 - 51 - 8 - 1 性能要件

4 - 51 - 8 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素水添加ユニット、尿素水タンク等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。)が取り外されているもの

～ (略)

4 - 52 ブローバイ・ガス還元装置

4 - 52 - 4 適用関係の整理

次に掲げる自動車については、4 - 52 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。

昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(同年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた軽自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)

次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）

ア 軽自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日（輸入されたものにあつては、平成 12 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 10 年 10 月 1 日以降に、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号イ)

イ 小型自動車であつて、平成 12 年 8 月 31 日（輸入車されたものにあつては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号ロ)

軽油を燃料とする自動車であつて、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t 以下の普通自動車及び小型自動車。ただし、輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 14 年 10 月 1 日（普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する自動車並びに車両総重量 1.7t 以下の自動車を除く。）にあつては平成 15 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係）

軽油を燃料とする自動車であつて、平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t を超える普通自動車及び小型自動車。ただし、輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係）

4 - 52 - 5 従前規定の適用

から までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(同年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた軽自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)

次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）

ア （略）

イ 小型自動車であつて、平成 12 年 8 月 31 日（輸入車されたものにあつては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車を除く。）

4 - 52 ブローバイ・ガス還元装置

4 - 52 - 4 適用関係の整理

次に掲げる自動車については、4 - 52 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。

昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(同年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた軽自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)

次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車

ア 軽自動車であつて、平成 11 年 8 月 31 日（輸入されたものにあつては、平成 12 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 10 年 10 月 1 日以降に、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)(適用除外告示第 28 条第 1 項第 4 号イ)

イ 小型自動車であつて、平成 12 年 8 月 31 日（輸入車されたものにあつては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)(適用除外告示第 28 条第 1 項第 4 号ロ)

軽油を燃料とする自動車であつて、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された（細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号（車両総重量 12t 以下のものに限る。以下この号において同じ。）自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 14 年 10 月 1 日（同項第 7 号の表の 2 及び第 8 号の表の 2 並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあつては平成 15 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。））については、4 - 52 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係）

軽油を燃料とする自動車であつて、平成 17 年 7 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 5 号及び第 6 号（車両総重量 12t を超えるのものに限る。）に掲げる自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係）

4 - 52 - 5 従前規定の適用

次の から までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(同年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた軽自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)

次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車

ア （略）

イ 小型自動車であつて、平成 12 年 8 月 31 日（輸入されたものにあつては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

軽油を燃料とする自動車であって、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t 以下の普通自動車及び小型自動車。ただし、輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日〔普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する自動車並びに車両総重量 1.7t 以下の自動車を除く。）〕にあっては平成 15 年 10 月 1 日〕以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係）

軽油を燃料とする自動車であって、平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t を超える普通自動車及び小型自動車。ただし、輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係）

4 - 53 燃料蒸発ガス発散防止装置

4 - 53 - 1 性能要件（書面等による審査）

- (1) 普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が 2.0 g を超えないものでなければならない。

なお、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実にないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 31 条第 5 項関係、細目告示第 41 条第 4 項関係、細目告示第 119 条第 4 項関係）

[並行・試作等のエバポ適用外]

- (2) （略）

4 - 53 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 47 年 7 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認証を受けた軽自動車を除く。）については、4 - 53 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 2 号）

- (2) 次に掲げる自動車については、4 - 53 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。

平成 14 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用関係告示第 28 条第 58 項第 1 号）

軽油を燃料とする自動車であって、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された（細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号（車両総重量 12 t 以下のものに限る。以下この号において同じ。）自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日（同項第 7 号の表の二及び第 8 号の表の二並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素発散防止装置指定自動車を除く。））については、4 - 52 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。

軽油を燃料とする自動車であって、平成 17 年 7 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 5 号及び第 6 号（車両総重量 12 t を超えるのものに限る。）に掲げる自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素発散防止装置指定自動車を除く。）

4 - 53 燃料蒸発ガス発散防止装置

4 - 53 - 1 性能要件（書面等による審査）

- (1) 普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車含む。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車含む。）を除く。）であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が 2.0 g を超えないものでなければならない。

なお、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実にないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 31 条第 5 項関係、細目告示第 41 条第 4 項関係、細目告示第 119 条第 4 項関係）

[並行・試作等のエバポ適用外]

- (2) （略）

4 - 53 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 47 年 7 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認証を受けた軽自動車を除く。）については、4 - 53 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用除外告示第 28 条第 1 項第 2 号）

- (2) 次に掲げる自動車については、4 - 53 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。

平成 14 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用除外告示第 28 条第 58 項第 1 号）

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車 イ 車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車又は小型自動車（アに掲げる自動車以外のもの） 平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用関係告示第 28 条第 58 項第 2 号） ア 車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車 イ 車両総重量が 1.7 t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（アに掲げるもの以外のもの） 平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された軽自動車（アに掲げるもの以外のもの）（適用関係告示第 28 条第 58 項第 3 号） 4 - 53 - 5 従前規定の適用 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 47 年 7 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認証を受けた軽自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。 4 - 53 - 6 従前規定の適用 ガソリンを燃料とする自動車であって次に掲げるものは、燃料から蒸発する炭化水素の大気中への排出を有効に防止する装置を備えればよい。 平成 14 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用関係告示第 28 条第 58 項第 1 号） ア （略） イ 車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車又は小型自動車（アに掲げる自動車以外のもの） 平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用関係告示第 28 条第 58 項第 2 号） ア （略） イ 車両総重量が 1.7 t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（アに掲げるもの以外のもの） 平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された軽自動車（アに掲げるもの以外のもの）（適用関係告示第 28 条第 58 項第 3 号）	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車 イ 車両総重量が 1.7 t 以下の普通貨物自動車又は小型貨物自動車（アに掲げる自動車以外のもの） 平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用除外告示第 28 条第 58 項第 2 号） ア 車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車 イ 車両総重量が 1.7 t を超え 3.5t 以下の普通貨物自動車及び小型貨物自動車（二輪自動車を除く。）（アに掲げるもの以外のもの） 平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された軽貨物自動車（アに掲げるもの以外のもの）（適用除外告示第 28 条第 58 項第 3 号） 4 - 53 - 5 従前規定の適用 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 47 年 7 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認証を受けた軽自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。 4 - 53 - 6 従前規定の適用 ガソリンを燃料とする自動車であって次に掲げるものは、燃料から蒸発する炭化水素の大気中への排出を有効に防止する装置を備えればよい。 平成 14 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用除外告示第 28 条第 58 項第 1 号） ア （略） イ 車両総重量が 1.7 t 以下の普通貨物自動車又は小型貨物自動車（アに掲げる自動車以外のもの） 平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用除外告示第 28 条第 58 項第 2 号） ア （略） イ 車両総重量が 1.7 t を超え 3.5t 以下の普通貨物自動車及び小型貨物自動車（二輪自動車を除く。）（アに掲げるもの以外のもの） 平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された軽貨物自動車（アに掲げるもの以外のもの）（適用除外告示第 28 条第 58 項第 3 号）
--	--

4 - 55 排気管

4 - 55 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 55 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 8 号関係)

4 - 55 - 5 従前規定の適用

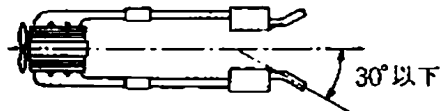
昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 8 号関係)

4 - 55 - 5 - 1 性能要件 (視認等による審査)

自動車の排気管は、次の基準に適合するものでなければならない。

排気管は、左向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

(参考図)



~ (略)

4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件 (書面による審査)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

4 - 55 排気管

4 - 55 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 55 - 5 (従前の規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 9 号関係)

4 - 55 - 5 従前の規定の適用

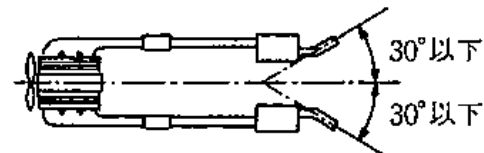
昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 9 号関係)

4 - 55 - 5 - 1 性能要件 (視認等による審査)

自動車の排気管は、次の基準に適合するものでなければならない。

排気管は、左向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

(参考図)



~ (略)

4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件 (書面による審査)

(1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表2の中のNOx・PM法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたもの〕は、次のアからエまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NOx・PM法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（4 - 56 の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定検査証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表5の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物等特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成14年9月30日以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ排出ガス測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNOx・PM法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 窒素酸化物等排出自動車であって、平成14年10月1日以降に初度登録を行うものについては、平成14年10月1日以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査（型式指定車にあっては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては規則第63条の検査を含む。）継続検査又は構造等変更検査の際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNOx・P

(1) 窒素酸化物等排出自動車（別表2中のNOx・PM法の特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車）のうち、ガソリン、液化石油ガス（以下LPG）又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたもの）は、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表4の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出量について、NOx・PM法の欄のそれぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準の欄に掲げる数値及び粒子状物質の排出基準の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（4 - 56 の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表5の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物等特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成14年9月30日以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 窒素酸化物等排出自動車であって、平成14年10月1日以降に初度登録を行うものについては、平成14年10月1日以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査（型式指定車にあっては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止自動車にあっては規則第63条の検査を含む。）継続検査又は構造検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の

M法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

エ アからウまでの適用にあたって、1の自動車について測定方法が2種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を選択することができる。

(2) 窒素酸化物特定自動車〔別表2の中のNO_x法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除く。）（イに掲げるものを除く。）は、次のアからウに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、別表4のNO_x法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（4 - 56の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定検査証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表5の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成5年11月30日（車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車（以下「特例自動車」という。）にあっては平成8年3月31日）以前の窒素酸化物等特定自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査等の際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNO_x法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ ア及びイの適用にあたって、1の自動車について測定方法が2種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択する

欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

エ 前3項の規定の適用にあたって、一の自動車について算出方法が二種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を選択することができる。

— 窒素酸化物特定自動車（別表2の中のNO_x法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車）（次項に掲げるものを除く。）のうち、ガソリン、LPG又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたもの）は、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、別表4中のNO_x法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（4 - 56の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定車検証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表5の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成5年11月30日（車両総重量が3.5tを超え5tを超える自動車（以下「特定自動車」という。）にあっては平成8年3月31日）以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 前2項の規定の適用にあたって、一の自動車について算出方法が二種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択

ことができる。

- (3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における(1)又は(2)への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であって原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下 4 - 56 において「原動機等の変更」という。）若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車〔道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の 4 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。〕であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

～ （略）

- (4) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における(1)の基準の適合性の判定については以下による。

なお、記載文中「○年○月○日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「 年 月 日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。

（略）

原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する。（(5) から までの自動車を除く。）

ただし、諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

なお、原動機等の変更が行われた自動車であって平成 14 年 9 月 30 日以前に変更に係る検査を受けているものについての別表 4 における窒素酸化物〔軽油を燃料とする自動車にあつては、窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）以下同じ。〕の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があつたものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機等の変更後の排出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値（(3) から までに規定する諸元値をいう。）により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査で

することができる。

- (2) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における別表 4 の数値との比較については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であって原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下 4 - 56 において「原動機等の変更」という。）若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

法第75条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の 4 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

～ （略）

- (3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における（ 1 ）の基準の適合性の判定については以下による。

なお、記載文中「○年○月○日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「 年 月 日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。

（略）

原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する（(4) から までの自動車を除く。）

ただし、諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

なお、原動機等の変更が行われた自動車であって平成 14 年 9 月 30 日以前に変更に係る検査を受けているものについての別表 4（軽油を燃料とする自動車にあつては、窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）以下同じ。）の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があつたものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機等の変更後の排出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値（(2) から までに規定する諸元値をいう。）により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査で

あるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であって保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領及び別添 2 新型自動車取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表（以下「諸元表等」という。）に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

ア 「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

イ～エ （略）

- (5) 別表 3 に掲げる自動車であって適合しないものとなっているもののうち次に掲げる自動車は(1)の基準に適合しているものとする。

～ （略）

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であって、(3) の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表 4 の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの

～ （略）

- (6) 次に掲げる自動車は(2)の基準に適合していないものとする。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車(昭和 48 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式自動車を除く。)

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)のうち、昭和 50 年 11 月 30 日〔2 サイクルの原動機を有する軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車に限る。))及び輸入された自動車にあっては昭和 51 年 3 月 31 日〕以前に製作されたもの。ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定車を除く。

軽油を燃料とする自動車であって昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車。ただし、昭和 49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。

- (7) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは(1)に掲げる粒子状物質の排出基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって平成 7 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（平成 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）

車両総重量 2.5t 以下の自動車であって（ に係るものを除く。）平成 6 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（平成 5 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素

あるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であって保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領及び別添 2 新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表（以下「諸元表等」という。）に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

ア 「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

イ～エ （略）

- (4) 別表 3 に掲げる自動車であって適合しないものとなっているもののうち次に掲げる自動車は（1）の基準に適合しているものとする。

～ （略）

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であって、(2) の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表 4 の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

～ （略）

- (5) 次に掲げる自動車は（1）の基準に適合していないものとする。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された（昭和 48 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式自動車を除く）自動車（型式指定自動車を含む。）

指定自動車等以外であって、10 モードの適用を受けないもの（車両総重量 2.5 t を超えるものを除く）

軽油を燃料とする自動車であって昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く）

- (6) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは（1）の基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって平成 5 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（平成 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）

車両総重量 2.5 以下の自動車であって（前項に係るものを除く）平成 6 年 8 月 31 日（輸入にあっては平成 7 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（平成 5 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止

等発散防止装置認定自動車を除く。)

車両総重量 2.5t を超える自動車であって(に係るものを除く。)平成 7 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(平成 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)

(8) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査において(1)の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての(1)の基準の適合性の判定は、(3)、(4)、(6)及び(7)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。

(9) (3)、(4)及び(8)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第 31 条第 1 項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、4 - 49 の規定若しくは 4 - 50 の表に該当する規定に適合するものであること。

(10) 法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後 5 年が経過した自動車の(1)における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。

初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から 5 年前の日とする。ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車にあっては平成 8 年 4 月 1 日)以降のものにあっては平成 5 年 11 月 30 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日)とする。

～ (略)

(11) (略)

(12) 指定自動車(自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の自動車をいう。以下(12)において同じ。)を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により(1)の基準の適合性について判定を行う。

(13) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(4)等によるほか、以下により取り扱う。

(4) 及び(8)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。

ア、イ (略)

ア の「排出ガス試験結果証明書」とは、様式 4 の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア (略)

イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあっては NOx 及び PM)の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「NOx・PM不適合」と 3 - 3 - 15(4)の規定に基づき検査表 2 の備考欄に記載する。

次表の車種欄に掲げる(ディーゼル 6 モード規制車)であって、同表の排出ガス

装置認定自動車を除く)

車両総重量 2.5 超の自動車であって(前項 2 号に係るものを除く)平成 8 年 3 月 31 日(輸入にあって平成 8 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(平成 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く)

(7) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査において(1)の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての(1)の基準の適合性の判定は、(2)、(3)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。

(8) (2)、(3)及び(7)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第 31 条第 1 項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、4 - 49 の規定若しくは 4 - 50 の表に該当する規定に適合するものであること。

(9) 法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後 5 年が経過した自動車の(1)における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。

初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から 5 年前の日とする。ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車にあっては平成 8 年 4 月 1 日)以降のものにあっては平成 5 年 11 月 30 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日)とする。

～ (略)

(10) (略)

(11) 指定自動車(自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の自動車をいう。以下(11)において同じ。)を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により(1)の基準の適合性について判定を行う。

(12) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(3)等によるほか、以下により取り扱う。

(3) 及び(7)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。

ア、イ (略)

ア の「排出ガス試験結果証明書」とは、様式 3 の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア (略)

イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあっては NOx 及び PM)の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM適合」、(1)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「NOx・PM不適合」と 3 - 3 - 15(8)の規定に基づき検査表 2 の備考欄に記載する。

次表の車種欄に掲げる自動車であって、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガ

規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(9)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあたっては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。

(表 略)

次表の車種の欄に掲げる自動車であって、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により6モード法又は13モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず10モード法又は10・15モード法による排出ガス試験を実施した場合における(9)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあたっては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車 種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成10年規制	3.70g/km	1.08g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和48年度規制 ～平成4年規制	43.9g/km(液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、27.6g/km)	3.05g/km(液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、2.20g/km)

4 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

(略)

4 - 62 側方照射灯

4 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第4項関係)

(略)

ス規制が適用されるもの(ディーゼル6モード規制車)について、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあたっては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。

(表 略)

次表の車種の欄に掲げる自動車であって、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により6モード法又は13モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず10モード法又は10・15モード法による排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあたっては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車 種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成2年規制	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	平成6年度規制 ～平成10年規制	2.70g/km	0.62g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和48年度規制 ～平成4年規制	43.9g/km(LPGを燃料とする自動車にあっては、27.6g/km)	3.05g/km(LPGを燃料とする自動車にあっては、2.2g/km)

4 - 56 - 2 (取付要件)

(窒素酸化物等減少装置の機能の維持)

(略)

4 - 62 側方照射灯

4 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第4項関係)

(略)

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯 4 - 88 後写鏡 4 - 88 - 4 適用関係の整理 (1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車並びに昭和 49 年 3 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車については、4 - 88 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 1 号、第 2 号関係) (2)、(3) (略) 4 - 88 - 5 従前規定の適用 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車並びに昭和 49 年 3 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 1 号、第 2 号関係) 4 - 88 - 5 - 1 装備要件 (略) 4 - 88 - 5 - 2 性能要件 (1) (略) (2) (1) の「左外側線附近(運転者が運転席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱(後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。 (参考図) (略) (3)、(4) (略) (5) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものについては、(3)及び 4 - 88 - 5 - 3 の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。 (略) 4 - 88 - 5 - 3 取付要件 (1) 4 - 88 - 5 - 2 (3) の後写鏡は、4 - 88 - 5 - 2 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ~ (略) (2) (略) 4 - 88 - 6 - 2 性能要件 (1) (略) (2) (1) の「左外側線附近(運転者が運転席において確認できる部分を除く。)の交	法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯 4 - 88 後写鏡 4 - 88 - 4 適用関係の整理 (1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車、又は昭和 49 年 3 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車については、4 - 88 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 1 号、第 2 号関係) (2)、(3) (略) 4 - 88 - 5 従前規定の適用 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車及び昭和 49 年 3 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 1 号、第 2 号関係) 4 - 88 - 5 - 1 装備要件 (略) 4 - 88 - 5 - 2 性能要件 (1) (略) (2) (1) の「左外側線附近(運転者が運転席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱(後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。 (参考図) (略) (3)、(4) (略) (5) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室を有しないものについては、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。 (略) 4 - 88 - 5 - 3 取付要件 (1) 4 - 88 - 5 - 2 (3) の後写鏡は、4 - 88 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ~ (略) (2) (略) 4 - 88 - 6 - 2 性能要件 (1) (略) (2) (1) の「左外側線附近(運転者が運転席において確認できる部分を除く。)の交
--	--

通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端まで<u>に沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）</u>の少なくとも一部を確認できることをいう。 （参考図）（略） (3)～(5)（略） (6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室（<u>運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）</u>を有しないものについては、<u>(4)及び 4 - 88 - 6 - 3 の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。</u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、及び の基準は適用しない。 ～ （略） 4 - 88 - 6 - 3 取付要件 (1) 4 - 88 - 6 - 2 (4)の後写鏡は、4 - 88 - 6 - 2 (4)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ～ （略） (2)（略） 4 - 88 - 7 - 2 性能要件 (1) 自動車〔<u>ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）</u>に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては 及び 、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては の規定は適用しない。 、 （略） 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。 、 （略） (2) (1) の「左外側線附近（運転者が運転席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端まで<u>に沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）</u>の少なくとも一部を確認できることをいう。 （参考図）（略） (3)（略）	通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端まで<u>に沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）</u>の少なくとも一部を確認できることをいう。 （参考図）（略） (3)～(5)（略） (6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室を有しないものについては、<u>(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。</u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、及び の基準は適合しない。 ～ （略） 4 - 88 - 6 - 3 取付要件 (1) 4 - 88 - 6 - 2 (4)の後写鏡は、4 - 88 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ～ （略） (2)（略） 4 - 88 - 7 - 2 性能要件 (1) 自動車〔<u>ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものを除く。）</u>に備える後写鏡は、次の基準に適合するものであればよい。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては 及び 、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては の規定は適用しない。 、 （略） 車室（<u>運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。</u>4 - 88 - 7 - 2 において同じ。）内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。 、 （略） (2) (1) の「左外側線附近（運転者が運転席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端まで<u>に沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）</u>の少なくとも一部を確認できることをいう。 （参考図）（略） (3)（略）
--	---

(4) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。この場合において、鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ～ （略） (5) （略） (6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、(4)及び4-88-7-3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、及びの基準は適用しない。 ～ （略） 4-88-7-3 取付要件 (1) 4-88-7-2(4)の後写鏡は、4-88-7-2(4)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ～ （略） (2) （略） 4-105 指定自動車等 指定自動車等は、4-11から4-104までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ～ （略） 細目告示別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。ただし、平成20年8月31日までに製作された自動車（平成17年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成17年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項について変更がないものを除く。）を除く。）については、平成17年国土交通省告示第254号による改正前の基準に適合するものであればよい。（細目告示第30条第4項関係、適用関係告示第20条第7項関係） ～ ㊦ （略）	(4) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡は、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合するものあればよい。この場合において、鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ～ （略） (5) （略） (6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室を有しないものについては、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、及びの基準は適合しない。 ～ （略） 4-88-7-3 取付要件 (1) 4-88-7-2(4)の後写鏡は、4-88-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ～ （略） (2) （略） 4-105 指定自動車等 指定自動車等は、4-11から4-104までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ～ （略） 細目告示別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。ただし、次に掲げる自動車については、平成17年国土交通省告示第254号による改正前の基準に適合するものであればよい。（細目告示第30条第4項関係、適用関係告示第20条第7項関係） ア 平成17年8月31日以前に製作された自動車 イ 平成17年9月1日から平成20年8月31日までに製作された自動車（平成17年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。） ウ 平成17年9月1日から平成20年8月31日までに製作された自動車であって平成17年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成17年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。） ～ ㊦ （略）
--	--

5 - 25 電気装置

5 - 25 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) （略）

(2) 燃料電池自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員等への傷害等を生ずるおそれがないものとして、電氣的衝撃からの保護に関し視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 177 条第 2 項関係）

活電部（通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。以下 5 - 22 - 1 (2)において同じ。）への人体の接触に対する保護のため活電部に取り付けられた固体の絶縁体、バリヤ（あらゆる接近方向からの接触に対して、活電部から保護するために設けられた部分をいう。以下 5 - 22 - 1 (2)において同じ。）エンクロージャ（あらゆる方向からの接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。以下 5 - 22 - 1 (2)において同じ。）等は、その機能を損なうような緩み、破損等がないこと。

～ （略）

5 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5 - 50 - 1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

（表）（略）

5 - 25 電気装置

5 - 25 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) （略）

(2) 燃料電池自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員等への傷害等を生ずるおそれがないものとして、電氣的衝撃からの保護に関し視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 177 条第 2 項関係）

活電部（通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。以下 5 - 22 - 1 (2)において同じ。）への人体の接触に対する保護のため活電部に取り付けられた固体の絶縁体、バリヤ（あらゆる接近方向からの直接接触に対して、活電部から保護するために設けられた部分をいう。以下 5 - 22 - 1 (2)において同じ。）エンクロージャ（あらゆる方向からの直接接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。以下 5 - 22 - 1 (2)において同じ。）等は、その機能を損なうような緩み、破損等がないこと。

～ （略）

5 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5 - 50 - 1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

（表）（略）

[軽油、無負荷急加速黒煙規制]

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車〔二輪自動車（側車付二輪車を含む。）を除く。〕並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車（定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものに限る。）は、別添 6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のままに急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の割合が 25% 以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては 40% 以下）でなければならないこと。

この場合において、原動機を無負荷のままに加速ペダルを急速に一杯踏み込み、直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添 6「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

5 - 50 - 2 欠番

5 - 50 - 3 欠番

5 - 50 - 4 適用関係の整理

4 - 50—4 の規定を適用する。

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

[軽油、無負荷急加速黒煙規制]

軽油を燃料とする自動車は、別添 6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のままに急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の割合が 25% 以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては 40% 以下）でなければならないこと。

この場合において、原動機を無負荷のままに加速ペダルを急速に一杯踏み込み、直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添 6「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

[大型特殊自動車等のガス規制適用外]

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって次に掲げるものについては、 の規定は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 8 号関係）

ア 平成 20 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

イ 平成 21 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 22 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

エ 平成 20 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

オ 平成 20 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

5 - 50 - 3 欠番

5 - 50 - 4 適用関係の整理

排気管からの排出ガス発散防止性能については、適用関係告示第 28 条（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）で定めるところによる。

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表 2 中の NO_x・PM 法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 3 に適合しているものを除いたもの〕は、次のアからエまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表 4 の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NO_x・PM 法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（5 - 56 の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定検査証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表 5 の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物等特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成 14 年 9 月 30 日以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第 16 条に基づく抹消登録を受け、法第 69 条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査等の際、別表 4 の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ排出ガス測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する NO_x・PM 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 窒素酸化物等排出自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に初度登録を行うものについては、平成 14 年 10 月 1 日以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査（型式指定車にあっては法第 75 条第 4 項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定

(1) 窒素酸化物等排出自動車（別表 2 中の NO_x・PM 法の特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車）のうち、ガソリン、液化石油ガス（以下 LPG）又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 3 に適合しているものを除いたもの）は、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表 4 の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出量について、NO_x・PM 法の欄のそれぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準の欄に掲げる数値及び粒子状物質の排出基準の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（5 - 56 の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表 5 の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物等特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成 14 年 9 月 30 日以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第 16 条に基づく抹消登録を受け、法第 69 条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表 4 の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する 窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 窒素酸化物等排出自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に初度登録を行うものについては、平成 14 年 10 月 1 日以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査（型式指定車にあっては法第 75 条第 4 項の検査、一酸化炭素等発散防止自動車に

自動車にあっては規則第 63 条の検査を含む。) 継続検査又は構造等変更検査の際、別表 4 の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ排出ガス測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

エ ア及びウの規定の適用にあたって、1 の自動車について測定方法が 2 種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を選択することができる。

(2) 窒素酸化物特定自動車〔別表 2 の中の NO_x 法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。)であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車(散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。)のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 3 に適合しているものを除く。〕(イに掲げるものを除く。)は、次のアからウまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、別表 4 の NO_x 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査(4 - 56 の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定検査証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。)(以下「新規検査等」という。)であって、別表 5 の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日(以下「窒素酸化物特定期日」という。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成 5 年 11 月 30 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車(以下「特例自動車」という。))にあっては平成 8 年 3 月 31 日)以前の窒素酸化物等特定自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの(特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第 16 条に基づく抹消登録を受け、法第 69 条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。)については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査等の際、別表 4 の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する NO_x 法の欄に

あっては規則第 63 条の検査を含む。) 継続検査又は構造検査の際、別表 4 の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

エ 前 3 項の規定の適用にあたって、二の自動車について算出方法が二種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を選択することができる。

— 窒素酸化物特定自動車(別表 2 の中の NO_x 法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。)であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車(散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車)(次項に掲げるものを除く。))のうち、ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 3 に適合しているものを除いたもの)は、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、別表 4 中の NO_x 法に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査(5 - 56 の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定車検証の提出がある場合にあっては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。)(以下「新規検査等」という。)であって、別表 5 の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日(以下「窒素酸化物特定期日」という。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成 5 年 11 月 30 日(車両総重量が 3.5 t を超え 5 t を超える自動車(以下「特定自動車」という。))にあっては平成 8 年 3 月 31 日)以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの(特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第 16 条に基づく抹消登録を受け、法第 69 条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。)については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表 4 の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値

掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ アからイの適用にあたって、1の自動車について測定方法が2種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択することができる。

- (3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における(1)又は(2)への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であって原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下 5 - 56 において「原動機等の変更」という。）若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

～ （略）

- (4) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における(1)の基準の適合性の判定については以下による。

なお、記載文中「○年○月○日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「年 月 日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。

（略）

原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する。（(5) から までの自動車を除く。）

ただし、諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

なお、原動機等の変更が行われた自動車であって平成 14 年 9 月 30 日以前に変更に係る検査を受けているものについての別表 4 における窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては、窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）以下同じ。）の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があったものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動

機等、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 前 2 項の規定の適用にあたって、一の自動車について算出方法が二種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択することができる。

- (2) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における別表 4 の数値との比較については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であって原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下 5 - 56 において「原動機等の変更」という。）若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

～ （略）

- (3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における（1）の基準の適合性の判定については以下による。

なお、記載文中「○年○月○日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「年 月 日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。

（略）

原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する（(4) から までの自動車を除く。）

ただし、諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

なお、原動機等の変更が行われた自動車であって平成 14 年 9 月 30 日以前に変更に係る検査を受けているものについての別表 4（軽油を燃料とする自動車にあっては、窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）以下同じ。）の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があったものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機等の変更後の排

機等の変更後の排出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値（(3) からまでに規定する諸元値をいう。）により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であつて保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領及び別添 2 新型自動車取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表（以下「諸元表等」という。）に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

ア 「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の 本拠を置くことができないおそれがあります。」

イ～エ （略）

- (5) 別表 3 に掲げる自動車であつて適合しないものとなっているもののうち次に掲げる自動車は(1)の基準に適合しているものとする。

～ （略）

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であつて、(3)の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表 4 の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの

～ （略）

- (6) 次に掲げる自動車は(2)の基準に適合していないものとする。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（昭和 48 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式自動車を除く。）

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕であつて車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕のうち、昭和 50 年 11 月 30 日〔2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入された自動車にあつては昭和 51 年 3 月 31 日〕以前に製作されたもの。ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定車を除く。

軽油を燃料とする自動車であつて昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車。ただし、昭和 49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。

- (7) 軽油を燃料とする自動車であつて、次に掲げるものは(1)に掲げる粒子状物質の排出基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であつて平成 7 年 8 月 31 日

出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値（(2) からまでに規定する諸元値をいう。）により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であつて保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領及び別添 2 新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表（以下「諸元表等」という。）に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

ア 「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の 本拠ができないおそれがあります。」

イ～エ （略）

- (4) 別表 3 に掲げる自動車であつて適合しないものとなっているもののうち次に掲げる自動車は（ 1 ）の基準に適合しているものとする。

～ （略）

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であつて、(2)の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表 4 の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

～ （略）

- (5) 次に掲げる自動車は（ 1 ）の基準に適合していないものとする。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された（昭和 48 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式自動車を除く）自動車（型式指定自動車を含む。）

指定自動車等以外であつて、10 モードの適用を受けないもの（車両総重量 2.5 t を超えるものを除く）

軽油を燃料とする自動車であつて昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く）

- (6) 軽油を燃料とする自動車であつて、次に掲げるものは（ 1 ）の基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であつて平成 5 年 8 月 31

(輸入された自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(平成 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)

車両総重量 2.5t 以下の自動車であって(に係るものを除く。)平成 6 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(平成 5 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)

車両総重量 2.5t を超える自動車であって(に係るものを除く。)平成 7 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(平成 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)

(8) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査において(1)の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての(1)の基準の適合性の判定は、(3)、(4)、(6)及び(7)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。

(9) (3)、(4)及び(8)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第 31 条第 1 項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、4 - 49 の規定若しくは 4 - 50 の表に該当する規定に適合するものであること。

(10) 法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後 5 年が経過した自動車の(1)における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。

初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から 5 年前の日とする。ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車にあっては平成 8 年 4 月 1 日)以降のものにあっては平成 5 年 11 月 30 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日)とする。

、 (略)

(11) (略)

(12) 指定自動車(自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の自動車をいう。以下(12)において同じ。)を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により(1)の基準の適合性について判定を行う。

(13) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(4) 等によるほか、以下により取り扱う。

(4) 及び(8)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。

ア、イ (略)

ア の「排出ガス試験結果証明書」とは、様式 4 の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

日(輸入された自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(平成 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)

車両総重量 2.5 以下の自動車であって(前項に係るものを除く)平成 6 年 8 月 31 日(輸入にあって平成 7 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(平成 5 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く)

車両総重量 2.5 超の自動車であって(前項 2 号に係るものを除く)平成 8 年 3 月 31 日(輸入にあって平成 8 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(平成 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く)

(7) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査において(1)の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての(1)の基準の適合性の判定は、(2)、(3)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。

(8) (2)、(3)及び(7)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第 31 条第 1 項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、5 - 49 の規定若しくは 5 - 50 の表に該当する規定に適合するものであること。

(9) 法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後 5 年が経過した自動車の(1)における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。

初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から 5 年前の日とする。ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車にあっては平成 8 年 4 月 1 日)以降のものにあっては平成 5 年 11 月 30 日(車両総重量が 3.5t を超え 5 t 以下の自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日)とする。

、 (略)

(10) (略)

(11) 指定自動車(自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の自動車をいう。以下(11)において同じ。)を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により(1)の基準の適合性について判定を行う。

(12) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(3) 等によるほか、以下により取り扱う。

(3) 及び(7)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。

ア、イ (略)

ア の「排出ガス試験結果証明書」とは、様式 3 の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア (略)

イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあってはNOx及びPM)の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「NOx・PM不適合」と3-3-15(4)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。

次表の車種欄に掲げる(ディーゼル6モード規制車)であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(9)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。

(表 略)

次表の車種の欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により6モード法又は13モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず10モード法又は10・15モード法による排出ガス試験を実施した場合における(9)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車 種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成10年規制	3.70g/km	1.08g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和48年度規制 ～平成4年規制	43.9g/km(液化石油ガ スを燃料と する自動車 にあっては 27.6g/km)	3.05g/km(液化石油ガ スを燃料と する自動車 にあっては 2.20g/km)

5-56-2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

(略)

ア (略)

イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあってはNOx及びPM)の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM適合」、(1)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「NOx・PM不適合」と3-3-15(8)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。

次表の車種欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるもの(ディーゼル6モード規制車)について、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。

(表 略)

次表の車種の欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により6モード法又は13モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず10モード法又は10・15モード法による排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車 種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成2年規制	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	平成6年度規制 ～平成10年規制	2.70g/km	0.62g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和48年度規制 ～平成4年規制	43.9g/km(LPGを燃料 とする自動 車にあって は、27.6g/km)	3.05g/km(LPGを燃料 とする自動 車にあって は、2.2g/km)

5-56-2 (取付要件)

(窒素酸化物等減少装置の機能の維持)

(略)

5 - 62 側方照射灯

5 - 62 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 200 条第 4 項関係)

(略)

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

5 - 76 制動灯

5 - 76 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 212 条第 3 項関係)

～ (略)

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 76 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 76 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 76 - 2 (1)に掲げた性能のうち 5 - 76 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 62 側方照射灯

5 - 62 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 200 条第 4 項関係)

(略)

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

5 - 76 制動灯

5 - 76 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 212 条第 3 項関係)

～ (略)

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 76 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 76 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 76 - 2 (1)に掲げた性能のうち 5 - 69 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

別表2 (4 - 56、5 - 56関係)
NOx・PM法対策地域

車両総重量		窒素酸化物排出基準	NOx・PM法の対策地域		NOx法の特定地域
トラック・バス	1.7t以下	NOx:0.48(0.25)g/km PM:0.055(0.026)g/km [10・15]	埼玉県 (61市町村)	さいたま市、深谷市、本庄市、吉川市、児玉郡上里町、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町、北埼玉郡南河原村	川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、北足立郡、入間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、大里郡大里村、北埼玉郡騎西町、同郡川里町、南埼玉郡及び北葛飾郡の区域
	1.7t超～2.5t以下	NOx:0.63(0.40)g/km PM:0.06(0.03)g/km [10・15]			浦和市、大宮市、与野市
	2.5t超～3.5t以下	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM:0.175(0.09)g/kWh [D13]	千葉県 (18市町)	白井市	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、東葛飾郡の区域
	3.5t超	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM:0.49(0.25)g/kWh [D13]	東京都 (51市町区)	あきる野市、西東京市、西多摩郡日の出町	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町の区域
乗用車		NOx:0.48(0.25)g/km PM:車両重量1265kg以下 0.055(0.026)g/km 車両重量1265kg超 0.055(0.028)g/km [10・15]	神奈川県 (26市町)		横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域
トラック・バス	1.7t以下	NOx:0.48(0.25)g/km [10・15]	大阪府 (38市町)		大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畛市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の区域
	1.7t超～2.5t以下	NOx:0.63(0.40)g/km [10・15]	兵庫県 (13市町)	姫路市、明石市、加古川市、高砂市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町の区域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市
	2.5t超～3.5t以下	NOx:5.9(4.50)g/kWh [G13]	愛知県 (61市町村)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛鳥村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町の区域	
	3.5t超	NOx:5.9(4.50)g/kWh [G13]	三重県 (8市町)	四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、同郡木曽岬町、三重郡楠町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域	

備考: NOx・PM法対策地域については、平成13年11月1日(NOx法特定地域については、平成4年11月1日)における行政区域により表示する。

別表2 (4 - 56、5 - 56関係)
NOx・PM法特定地域

車両総重量		窒素酸化物排出基準	NOx・PMの対策地域		旧NOx法特定地域
トラック・バス	1.7t以下	PM:0.055(0.026)g/km [10・15]	埼玉県 (61市町村)	さいたま市、深谷市、本庄市、吉川市、児玉郡上里町、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町、北埼玉郡南河原村	川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、北足立郡、入間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、大里郡大里村、北埼玉郡騎西町、同郡川里町、南埼玉郡及び北葛飾郡の区域
	1.7t超～2.5t以下	NOx:0.63(0.40)g/km PM:0.06(0.03)g/km [10・15]			浦和市、大宮市
	2.5t超～3.5t以下	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM:0.175(0.09)g/kWh [D13]	千葉県 (18市町)		千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市及び北葛飾郡の区域
	3.5t超	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM:0.49(0.25)g/kWh [D13]	東京都 (51市町区)	あきる野市、西東京市	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町の区域
乗用車		NOx:0.48(0.25)g/km PM:車両重量1265kg以下 0.055(0.026)g/km 車両重量1265kg超 0.055(0.028)g/km [10・15]	神奈川県 (26市町)	足柄上郡大井町、愛甲郡相川町、津久井郡城山町	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町
トラック・バス	1.7t以下	NOx:0.48(0.25)g/km [10・15]	大阪府 (38市町)		大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畛市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の区域
	1.7t超～2.5t以下	NOx:0.63(0.40)g/km [10・15]	兵庫県 (13市町)	姫路市、明石市、加古川市、高砂市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町の区域	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市
	2.5t超～3.5t以下	NOx:5.9(4.50)g/kWh [G13]	愛知県 (61市町村)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛鳥村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町の区域	
	3.5t超	NOx:5.9(4.50)g/kWh [G13]	三重県 (8市町)	四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、同郡木曽岬町、三重郡楠町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域	

別表 3 (4 - 5 6、5 - 5 6 関係)

排出ガス規制区分別排出基準の適否

車種	車両総重量	燃料	排出ガス規制区分 (型式の識別記号)	適否
乗用車		軽油	ACB-,ADB-,ACC-,ADC- KM-,KN-,HT-,HU-,KH-,HD-,KE-,HA-,KD-,Y-,X-,Q-,P-,N-,K-,記号なし	○ ×
		ガソリン・液化石油ガス	全種類	○
トラック・バス	～ 1.7t	ガソリン・液化石油ガス	AAA-,ABA-,GJ-,HP-,GG-,HP-,R-,L-,J-,H-,記号なし	○ ×
		軽油	ACE-,ADE- KP-,HW-,KE-,HA-,KA-,S-,P-,N-,K-,記号なし	○ ×
	1.7t超え2.5t以下	ガソリン・液化石油ガス	AAF-,ABF-,GK-,HQ-,GC-,HG-,GA-,T-,L-,J-,H-,記号なし	○ ×
		軽油	ACF-,ADE- KQ-,HX-,KJ-,HE-,KF-,HB-,KB-,S-,P-,N-,K-,記号なし	○ ×
	2.5t超え3.5t以下	ガソリン・液化石油ガス	AAF-,ABF-,GK-,HQ-,GC-,HG-,GA-,T-,L-,J-,H-,記号なし	○ ×
		軽油	ACF-,ADE- KR-,HY-,KG-,HC-,KC-,U-,S-,P-,N-,K-,記号なし	○ ×
	3.5t超え	ガソリン・液化石油ガス	AAG-,ABG-,GL-,HR-,GE-,HJ-,GB-,Z-,T-,M-,J-,記号なし	○ ×
		軽油	ACG-,ADG-,KS-,HZ-,KR-,HY-,KL-,HM-,KK-,HF-,KC-,W-,U-,P-,N-,K-,記号なし	○ ×
	並行・試作・組立であって車両総重量 2.5tを超えるもの (専ら乗用の用に供する自動車を除く)			○

別表 3 (4 - 5 6、5 - 5 6 関係)

モード別、排出ガス規制区分別排出基準の適否

車種	車両総重量	燃料	排出ガス規制区分(型式の識別記号)	適否
トラック・バス	1.7以下	軽油	ACE-,ADE-	○
			KP-,HW-,KE-,HA-,KA-,S-,P-,N-,K-,記号なし	×
	1.7t～2.5t	軽油	ACF-,ADE-	○
			KQ-,HX-,KJ-,HE-,KF-,HB-,KB-,S-,P-,N-,K-,記号なし	×
	2.5t～3.5t	軽油	ACF-,ADE-	○
			KR-,HY-,KG-,HC-,KC-,U-,S-,P-,N-,K-,記号なし	×
乗用車		軽油	ACG-,ADG-,KS-,HZ-,KR-,HY-,KL-,HM-,KK-,HF-KC-,W-,U-,P-,N-,K-,記号なし	○
				×
		ガソリン・LPG	ACB-,ADB-,ACC-,ADC-	○
				KM-,KN-,HT-,HU-,KH-,HD-,KE-,HA-,KD-,Y-,X-,Q-,P-,N-,K-,記号なし
トラック・バス	1.7以下	ガソリン・LPG	AAA-,ABA-,GJ-,HP-,GG-,HP-,R-L-,J-,H-,記号なし	○
			×	
	1.7t～2.5t	ガソリン・LPG	AAF-,ABF-,GK-,HQ-,GC-,HG-,GA-T-,L-,J-,H-,記号なし	○
			×	
	2.5t～3.5t	ガソリン・LPG	AAF-,ABF-,GK-,HQ-,GC-,HG-,GA-T-,L-,J-,H-,記号なし	○
			×	
3.5t～	ガソリン・LPG	AAG-,ABG-,GL-,HR-,GE-,HJ-,GB-Z-,T-,M-,J-,記号なし	○	
			×	
並行・試作・組立であって車両総重量 2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する自動車を除く)				○

別表 4 (4 - 5 6、5 - 5 6 関係)

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両重量・ 車両総重量 の区分	排出ガ ス測定 モード	排出物	NOx法		ガソリン車・LPG車		NOx・PM法		ガソリン車・LPG車	
			ディーゼル車		ガソリン車・LPG車		ディーゼル車		ガソリン車・LPG車	
			31条の2の 告示の基準	平均排出ガ ス基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガ ス基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガ ス基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガ ス基準
乗 用 車	10・10・15		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
	6	NOx	-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	10・15	PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	10・10・15		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
	6	NOx	-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	10・15	PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.028g/km	-	-
～ 1700kg	10・10・15		0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km
	6		100ppm	70ppm	220ppm	160ppm	100ppm	70ppm	220ppm	160ppm
	13	NOx	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	13	PM	-	-	-	-	0.13g/kWh	0.04g/kWh	-	-
	10・10・15		0.98g/km	0.70g/km	0.98g/km	0.70g/km	0.63g/km	0.40g/km	0.63g/km	0.40g/km
1701kg ～ 2500kg	6		210ppm	150ppm	360ppm	250ppm	130ppm	100ppm	250ppm	200ppm
	13	NOx	4.6g/kWh	3.4g/kWh	4.6g/kWh	3.4g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.06g/km	0.03g/km	-	-
	13	PM	-	-	-	-	0.15/kWh	0.05g/kWh	-	-
	10・10・15		2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
2501kg ～ 3500kg	13	NOx	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.07g/km	0.04g/km	-	-
	13	PM	-	-	-	-	0.175/kWh	0.09g/kWh	-	-
	10・10・15		2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
3501kg ～ 5000kg	10・15		-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
	13	PM	-	-	-	-	0.49g/kWh	0.25g/km	-	-
	10・10・15		-	-	-	-	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		520ppm	400ppm	900ppm	690ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	7.80g/kWh	6.0g/kWh	7.80g/kWh	6.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
5001kg ～	13	PM	-	-	-	-	0.49g/kWh	0.25g/km	-	-

車両総重量の値が複数ある自動車にあっては当該自動車の車両総重量のうち最大のものとす。

なお、けん引自動車にあって第5輪荷重を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和、けん引自動車であって第5輪荷重のほかに積載量を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重、積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和のうち最大のものをいう。

別表 4 (4 - 5 6、5 - 5 6 関係)

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両重量・ 車両総重量 の区分	排出ガ ス測定 モード	排出物	NOx法		ガソリン車・LPG車		NOx・PM法		ガソリン車・LPG車	
			ディーゼル車		ガソリン車・LPG車		ディーゼル車		ガソリン車・LPG車	
			31条の2の 告示の基準	平均排出ガ ス基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガ ス基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガ ス基準	31条の2の 告示の基準	平均排出ガ ス基準
乗 用 車	10・10・15		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
	6	NOx	-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	10・15	PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	10・10・15		-	-	-	-	0.48g/km	0.25g/km	-	-
	6	NOx	-	-	-	-	100ppm	70ppm	-	-
	10・15	PM	-	-	-	-	0.055g/km	0.028g/km	-	-
～ 1700kg	10・10・15		0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km
	6		100ppm	70ppm	220ppm	160ppm	100ppm	70ppm	220ppm	160ppm
	13	NOx	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh	3.1g/kWh	2.6g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.055g/km	0.026g/km	-	-
	13	PM	-	-	-	-	0.13g/kWh	0.04g/kWh	-	-
	10・10・15		0.98g/km	0.70g/km	0.98g/km	0.70g/km	0.63g/km	0.40g/km	0.63g/km	0.40g/km
1701kg ～ 2500kg	6		210ppm	150ppm	360ppm	250ppm	130ppm	100ppm	250ppm	200ppm
	13	NOx	4.6g/kWh	3.4g/kWh	4.6g/kWh	3.4g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh	3.4g/kWh	2.9g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.06g/km	0.03g/km	-	-
	13	PM	-	-	-	-	0.15/kWh	0.05g/kWh	-	-
	10・10・15		2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
2501kg ～ 3500kg	13	NOx	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.07g/km	0.04g/km	-	-
	13	PM	-	-	-	-	0.175/kWh	0.09g/kWh	-	-
	10・10・15		2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		350ppm	260ppm	600ppm	450ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	6.80g/kWh	5.0g/kWh	6.80g/kWh	5.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
3501kg ～ 5000kg	10・15		-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
	13	PM	-	-	-	-	0.49g/kWh	0.25g/km	-	-
	10・10・15		-	-	-	-	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
	6		520ppm	400ppm	900ppm	690ppm	340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
	13	NOx	7.80g/kWh	6.0g/kWh	7.80g/kWh	6.0g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh	5.9g/kWh	4.5g/kWh
	10・15		-	-	-	-	0.22g/km	0.14g/km	-	-
5001kg ～	13	PM	-	-	-	-	0.49g/kWh	0.25g/km	-	-

車両総重量の値が複数ある自動車にあっては当該自動車の車両総重量のうち最大のものとす。

なお、けん引自動車にあって第5輪荷重を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和、けん引自動車であって第5輪荷重のほかに積載量を有するものの車両総重量は車両重量、第5輪荷重、積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和のうち最大のものをいう。

別表 5 (4 - 5 6、5 - 5 6 関係)

NOx・PM法の特定期日

自動車の 種別	NOx法		NOx・PM法	
	初度登録年 月日	窒素酸化物 特定期日	初度登録 年月日	特定期日 (使用可能最終日)
普通トラック	～昭 63.4.1	平 9.3.31 以前	～平 1.9.30 平 1.10.1～平 5.9.30	平 15.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 平 16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日
	昭 63.4.2～	初度登録日から起 算して9年間の末 日に当たる日	平 5.10.1～平 8.9.30 平 8.10.1～	平 17.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して9年間の末日に当 たる日
小型トラック	～平 1.4.1	平 9.3.31 以前	～平 2.9.30 平 2.10.1～平 6.9.30	平 15.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 平 16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日
	平 1.4.2～	初度登録日から起 算して8年間の末 日に当たる日	平 6.10.1～平 9.9.30 平 9.10.1～	平 17.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して8年間の末日に当 たる日
大型バス	～昭 60.4.1	平 9.3.31 以前	～昭 61.9.30 昭 61.10.1～平 2.9.30	平 15.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 平 16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日
	昭 60.4.2～	初度登録日から起 算して 12 年間の 末日に当たる日	平 2.10.1～平 5.9.30 平 5.10.1～	平 17.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して 12 年間の末日に当 たる日
マイクロバ ス及び特 種自動車	～昭 62.4.1	平 9.3.31 以前	～昭 63.9.30 昭 63.10.1～平 4.9.30	平 15.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 平 16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日
	昭 62.4.2～	初度登録日から起 算して 10 年間の 末日に当たる日	平 4.10.1～平 7.9.30 平 7.10.1～	平 17.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して 10 年間の末日に当 たる日
ディーゼル 乗用車			～平 7.9.30 平 7.10.1～平 14.9.30	平 16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して9年間の末日に当 たる日

別添 2 (2 - 13 関係)

並行輸入自動車審査要領

第 1 ～ 第 4 (略)

別表 5 (4 - 5 6、5 - 5 6 関係)

NOx・PMの期日

自動車の 種別	初度登録年 月	期日	初度登録日	使用可能最終日
	旧 Nox 法		Nox・PM 法	
普通トラック	～S63.4.1	H9.3.31 以前	～H1.9.30 H1.10.1～ H5.9.30	H15.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 H16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日
	S63.4.2～	初度登録年月から 起算して9年間の 末日に当たる日	H5.10.1～ H8.9.30 H8.10.1～	H17.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して9年間の末日に当 たる日
小型トラック	～H1.4.1	H9.3.31 以前	～H2.9.30 H2.10.1～ H6.9.30	H15.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 H16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日
	H1.4.2～	初度登録年月から 起算して8年間の 末日に当たる日	H6.10.1～ H9.10.1 H9.10.1～	H17.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して8年間の末日に当 たる日
大型バス	～S60.4.1	H9.3.31 以前	～S61.9.30 S61.10.1～ H2.9.30	H15.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 H16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日
	S60.4.2～	初度登録年月から 起算して12年 間の末日に当たる 日	H2.10.1～ H5.9.30 H5.10.1～	H17.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して 12 年間の末日に当 たる日
マイクロバ ス及び特種 自動車	～S62.4.1	H9.3.31 以前	～S63.9.30 S63.10.1～ H4.9.30	H15.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 H16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日
	S62.4.2～	初度登録年月から 起算して10年 間の末日に当たる 日	H4.10.1～ H7.9.30 H7.10.1～	H17.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して 10 年間の末日に当 たる日
ディーゼル 乗用車			～H7.9.30 H7.10.1～ H14.9.30	H16.9.30 以降の検査証の有効期間満了日 初度登録年月から起算して9年間の末日に当 たる日

別添 2 (2 - 13 関係)

並行輸入自動車審査要領

第 1 ～ 第 4 (略)

第5 書面審査

5 - 3 表1（添付資料）に定める添付資料の審査

5 - 3 - 8 - 1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1)、(2)（略）

(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書（その2）に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

（二輪自動車等以外の自動車）

表（略）

（二輪自動車等）

ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両 重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	～ 30		80
2	31～ 40		90
3	41～ 50		100
4	51～ 60	～ 5	110
5	61～ 70	6～ 15	120
6	71～ 80	16～ 25	130
7	81～ 90	26～ 35	140
8	91～ 110	36～ 55	150
9	111～ 130	56～ 75	170
10	131～ 150	76～ 95	190
11	151～ 170	96～ 115	210
12	171～ 190	116～ 135	230
13	191～ 215	136～ 160	260
14	216～ 245	161～ 190	280
15	246～ 275	191～ 220	310
16	276～ 305	221～ 250	340
17	306～ 340	251～ 285	380
18	<u>341～ 380</u>	<u>286～ 325</u>	<u>410</u>
	以下40kgとび		

(4)、(5)（略）

第5 書面審査

5 - 3 表1（添付資料）に定める添付資料の審査

5 - 3 - 8 - 1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1)、(2)（略）

(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書（その2）に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

（二輪自動車等以外の自動車）

表（略）

（二輪自動車等）

ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両 重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	～ 30		80
2	31～ 40		90
3	41～ 50		100
4	51～ 60	～ 5	110
5	61～ 70	6～ 15	120
6	71～ 80	16～ 25	130
7	81～ 90	26～ 35	140
8	91～ 110	36～ 55	150
9	111～ 130	56～ 75	170
10	131～ 150	76～ 95	190
11	151～ 170	96～ 115	210
12	171～ 190	116～ 135	230
13	191～ 215	136～ 160	260
14	216～ 245	161～ 190	280
15	246～ 275	191～ 220	310
16	276～ 305	221～ 250	340
17	306～ 340	251～ 285	380
	以下40kgとび		

(4)、(5)（略）

<u>附 則（平成 17 年 5 月 18 日検査法人規程第 2 号）</u> <u>この規程は、平成 17 年 5 月 18 日から施行する。</u>	
---	--

4 - 50 - 4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

自 動 車 の 種 別				最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		2サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 5 （従前規定の適用）
			2サイクルの原動機を有する軽自動車	平成19年8月31日	4 - 50 - 6 （従前規定の適用）
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 7 （従前規定の適用）
			車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 8 （従前規定の適用）
			車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 9 （従前規定の適用）
			車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 10 （従前規定の適用）
	軽自動車		平成20年8月31日	4 - 50 - 11 （従前規定の適用）	
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		車両重量が1,265kg以下のもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 12 （従前規定の適用）
			車両重量が1,265kgを超えるもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 13 （従前規定の適用）
	その他のもの		車両総重量が1.7t以下のもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 14 （従前規定の適用）
			車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 15 （従前規定の適用）
			車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 16 （従前規定の適用）
			車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	4 - 50 - 17 （従前規定の適用）
	ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		車両重量が1,265kg以下のもの	平成19年8月31日
車両重量が1,265kgを超えるもの				平成19年8月31日	同上
その他のもの		普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成19年8月31日	同上
			車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	平成19年8月31日	同上
			車両総重量が3.5tを超えるもの	平成19年8月31日	同上
軽自動車		平成20年8月31日	同上		
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの		平成20年8月31日	4 - 50 - 19 （従前規定の適用）	
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの		平成21年8月31日	4 - 50 - 20 （従前規定の適用）	
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの		平成22年8月31日	4 - 50 - 21 （従前規定の適用）	

ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）	定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの	平成 20 年 8 月 31 日	4 - 50 - 22 (従前規定の適用)
	定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの	平成 20 年 8 月 31 日	4 - 50 - 23 (従前規定の適用)
	4 サイクルの原動機を有する軽自動車	平成 11 年 8 月 31 日	4 - 50 - 24 (従前規定の適用)
	2 サイクルの原動機を有する軽自動車	平成 11 年 8 月 31 日	同上
	4 サイクルの原動機を有する小型自動車	平成 12 年 8 月 31 日	4 - 50 - 25 (従前規定の適用 21)
	2 サイクルの原動機を有する小型自動車	平成 12 年 8 月 31 日	同上

4 - 50 - 5 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2 サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 10 人以下である乗用自動車（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ア関係					4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値		
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備 考
なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 50.11.30 以前	昭 51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300	特殊
昭 50	A	昭 50.4.1	昭 50.12.1	昭 51.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	1.60 11.0		6 項	同上	1200	
51	B	昭 51.4.1	昭 52.3.1	昭 53.3.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.84 8.00	慣性重量 1 t 以下	9 項	同上	同上	
51	C	昭 51.4.1	昭 52.3.1	昭 53.3.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	1.20 9.00	慣性重量 1 t 超		同上	同上	
53	E	昭 53.4.1	昭 54.3.1	昭 56.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		29 項	同上	同上	
平 3	E	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		29 項	同上	同上	
10	GF HK	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		57 項	1.0 2.0	300 500	軽自動車
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平 12.10.1	平 14.9.1	平 14.9.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	1.27 31.1	0.17 4.42	0.17 2.50		74 項	同上	同上	同上

17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HC については NMHC とする。		同上	同上	同上
----	--	-----------	----------	----------	--	------	------	------	--------------------------	--	----	----	----

注 1 「慣性重量」とは、等価慣性重量をいう。

2 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車を用いる。

3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、規制がないことを示す。

4 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時の CO の規制値は 4.5%、HC の規制値は 7800ppm である。

5 印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 3 年 11 月 1 日以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。

4 - 50 - 6 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ア関係						4 - 50 - 1 - 1 ア関係			
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値				適用 関係 告示 根拠	アイドリング規制値			適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備 考	
なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 51.3.31 以前	昭 52.9.30 以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	7800		53 項
昭 50	A	昭 50.4.1	昭 51.4.1	なし	10 (g/km)	2.70	5.60	0.50		5 項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	33.0	6.00						
50	A	昭 52.10.1	昭 52.10.1	昭 52.10.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.50		9 項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
53	E	昭 53.4.1	昭 54.3.1	昭 56.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.48		29 項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
平 3	E	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.39	0.48		29 項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
10	GF HK	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.39	0.48		57 項	同上	同上		
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平 12.10.1	平 14.9.1	平 14.9.1	10・15(g/km)	1.27	0.17	0.17		74 項	同上	同上		
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50						
17	AAA ABA BAA BBA CAA CBA DAA DBA	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HC については NMHC とする。		同上	同上		

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

- 2 印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 3 年 11 月 1 日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。

4 - 50 - 7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) イ関係					4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別記号	適 用 時 期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値		
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備考
なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 50.11.30 以前	昭 51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300	特殊 53 項
昭 50	H	昭 50.4.1	昭 50.12.1	昭 51.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	2.30 20.0		10 項	同上	1200	同上
54	J	昭 54.4.1	昭 54.12.1	昭 56.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	1.40 10.0		13 項	同上	同上	同上
56	L	昭 56.1.1	昭 56.12.1	昭 58.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.84 8.00		21 項	同上	同上	同上
63	R	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		29 項	同上	同上	同上
平 3	R	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		29 項 57 項	同上	同上	同上
10	GG	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		57 項	1.0	300	
12	GJ HP TB XB LB YB UB ZB	平 12.10.1	平 14.9.1	平 14.9.1	10・15(g/km) 11 (g/test)	1.27 31.1	0.17 4.42	0.17 2.50		74 項	同上	同上	
17	AAE ABE BAE BBE CAE CBE DAE DBE	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HC については NMHC とする。		同上	同上	

- 注 1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。
 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。
 3 2 サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時の CO の規制値は 4.5%、HC の規制値は 7800ppm である。
 4 印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 3 年 11 月 1 日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。

4 - 50 - 8 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ウ関係					4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値				適用 関係 告示 根拠	アイドリング規制値		
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		C O	H C	N O _x	備 考		CO %	HC ppm	適用 関係 告示 根拠
なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 50.11.30 以前	昭 51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300	特殊 53 項
昭 50	H	昭 50.4.1	昭 50.12.1	昭 51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30		10 項	同上	1200	同上
					11 (g/test)	130.0	17.0	20.0					
54	J	昭 54.1.1	昭 54.12.1	昭 56.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60		14 項	同上	同上	同上
					11 (g/test)	130.0	17.0	11.0					
56	L	昭 56.12.1	昭 57.11.1	昭 59.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.26		23 項	同上	同上	同上
					11 (g/test)	130.0	17.0	9.50					
平 1	T	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.98		29 項	同上	同上	同上
					11 (g/test)	130.0	17.0	8.50					
3	T	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km)	17.0	2.70	0.98		29 項 41 項	同上	同上	同上
					11 (g/test)	130.0	17.0	8.50					
6	GA	平 6.12.1	平 7.11.1	平 8.4.1	10・15(g/km)	17.0	2.70	0.63		51 項	同上	同上	同上
					11 (g/test)	130.0	17.0	6.60					
10	GC	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	10・15(g/km)	8.42	0.39	0.63		59 項	1.0	300	
					11 (g/test)	104.0	9.50	6.60					
13	GK NQ TC XC LC YC UC ZC	平 13.10.1	平 15.9.1	平 15.9.1	10・15(g/km)	3.36	0.17	0.25		74 項	同上	同上	
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78					
17	AAF ABF BAF BBF CAF CBF DAF DBF	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モー ド × 0.88 + 11 モー ド × 0.12/4.083 (g/km)	4.08	0.08	0.10	HC につ いては NMHC とする。		同上	同上	

注 1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

3 2 サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時の CO の規制値は 4.5%、HC の規制値は 7800ppm である。

4 印は、平成 3 年 10 月 31 日(輸入された自動車にあつては、平成 5 年 3 月 31 日)以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)であつて平成 3 年 11 月 1 日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。

4 - 50 - 9 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ウ関係					4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値				適用 関係 告示 根拠	アイドリング規制値		
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NO _x	備 考		CO %	HC ppm	適用 関係 告示 根拠
なし	なし	昭 53.12.31 以前	昭 54.11.30 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300	特殊 53 項
昭 54	J	昭 54.1.1	昭 54.12.1	昭 56.4.1	6 CO(%) HC・NO _x (ppm)	1.6 1.1	520 440	1390 1390	ガソリン LPG	16 項	同上	1200	同上
57	M	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	1.6 1.1	520 440	990 990	ガソリン LPG	24 項	同上	同上	同上
平 1	T	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1	同上	1.6 1.1	520 440	850 850	ガソリン LPG	32 項	同上	同上	同上
4	Z	平 4.10.1	平 5.9.1	平 6.4.1	13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	ガソリン LPG	42 項	同上	同上	同上
7	GB	平 7.12.1	平 8.11.1	平 9.4.1	同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	ガソリン LPG	52 項	同上	同上	同上
10	GE	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90		60 項	1.0	300	
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平 13.10.1	平 15.9.1	平 15.9.1	10・15(g/km)	3.36	0.17	0.25		74 項	同上	同上	
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78					
17	AAF ABF BAF BBF CAF CBF DAF DBF	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モー ド × 0.88 + 11 モー ド × 0.12/4.083 (g/km)	4.08	0.08	0.10	HC につ いては NMHC とする。		同上	同上	

注 1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

3 2 サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時の CO の規制値は 4.5%、HC の規制値は 7800ppm である。

4 - 50 - 10 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては

同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) 関係						4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モード規制値				適用 関係 告示 根拠	アイドリング規制値			適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		C O	H C	N O _x	備 考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	昭 53.12.31 以前	昭 54.11.30 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300	特殊	53 項
昭 54	J	昭 54.1.1	昭 54.12.1	昭 56.4.1	6 CO(%) HC・NO _x (ppm)	1.6 1.1	520 440	1390 1390	ガソリン LPG	16 項	同上	同上		同上
57	M	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	1.6 1.1	520 440	990 990	ガソリン LPG	24 項	同上	同上		同上
平 1	T	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1	同上	1.6 1.1	520 440	850 850	ガソリン LPG	32 項	同上	同上		同上
4	Z	平 4.10.1	平 5.9.1	平 6.4.1	13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	ガソリン LPG	42 項	同上	同上		同上
7	GB	平 7.12.1	平 8.11.1	平 9.4.1	同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	ガソリン LPG	52 項	同上	同上		同上
10	GE	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90		60 項	1.0	300		
13	GL HR TD XD LD YD UD ZD	平 13.10.1	平 15.9.1	平 15.9.1	同上	26.0	0.99	2.03		75 項	同上	同上		
17	AAG ABG BAG BBG CAG CBG DAG DBG	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	HC につ いては、 NMHC とする。		同上	同上		

注 1 「特殊」とは特殊な構造のエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

3 2 サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時の CO の規制値は 4.5%、 HC の規制値は 7800ppm である

4 - 50 - 11 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) 工関係						4 - 50 - 1 - 1 関係			
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モード規制値				適用 関係 告示 根拠	アイドリング規制値			適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		C O	H C	N O _x	備 考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 50.11.30 以前	昭 51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300	特殊	53 項

		以前	以前	以前								7800	2サイクル	
昭 50	H	昭 50.4.1	昭 50.12.1	昭 51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	2 サイクル	10 項	同上	1200		同上
					11 (g/test)	130	17.0	20.0						
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50				7800	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00						
54	J	昭 54.1.1	昭 54.12.1	昭 56.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60	2 サイクル	15 項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	11.0						
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00						
57	M	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.26	2 サイクル	26 項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	9.50						
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00						
平 2	V	平 2.10.1	平 3.9.1	平 4.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.74	2 サイクル	29 項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	7.50						
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00						
3	V	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km)	17.0	2.70	0.74	2 サイクル	29 項 51 項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	7.50						
					10・15(g/km)	17.0	15.0	0.50						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00						
10	GD	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	10・15(g/km)	8.42	0.39	0.48	2 サイクル	61 項	2.0	500		
					11 (g/test)	104	9.50	6.00						
					10・15(g/km)	17.0	15.0	0.50						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00						
14	GM HS TE XE LE YE UE ZE	平 14.10.1	平 15.9.1	平 15.9.1	10・15(g/km)	5.11	0.25	0.25	2 サイクル	74 項	同上	同上		
					11 (g/test)	58.9	6.40	3.63						
					10・15(g/km)	17.0	15.0	0.50						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00						
17	AAD ABD BAD BBD CAD CBD DAD DBD	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	6.67	0.08	0.08	HC については NMHCとする。		同上	同上		

注 1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車を用いる。

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

3 「2 サイクル」とは、2 サイクルの原動機を有する自動車をいう。

4 印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 3 年 11 月 1 日以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第 28 条第 30 項関係）

4 - 50 - 12 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ア関係							4 - 50 - 1 - 1 関係	
規制年	識別記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単 位)	モ ー ド 規 制 値					適用 関係 告示 根拠	無負荷 急加速 黒煙規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	40 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
57	N	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		20 項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
61	Q	昭 61.10.1	昭 62.9.1	昭 63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT	28 項	同上	同上
		昭 62.10.1	昭 63.9.1	平 1.4.1	同上	2.70	0.62	0.98	同上	AT			
平 2	X	平 2.12.1	平 3.11.1	平 5.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30 項	同上	同上
3	X	平 3.11.1	同上	同上	10・15(g/km)	2.70	0.62	0.72	同上		37 項	同上	同上
6	KD	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34		43 項	40	46 項
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	25	
14	KM HT TF XF LF YF UF ZF	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76 項	同上	
17	ACB ADB BCB BDB CCB CDB DCB DDB	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モー ド × 0.88 + 11 モー ド × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC について は NMHC と する。		同上	

注 1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車を用いる。

2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車を用いる。

3 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車を用いる。

4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

5 印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの並びに平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 7 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 8 年 3 月 31 日）以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第 28 条第 30 項関係）

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。）であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) イ関係						4 - 50 - 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単 位)	モ ー ド 規 制 値					適 用 関 係 告 示 根 拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	N O x	P M	備 考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	40 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980 980	670 670	450 700	同上 同上	直噴式	17 項	同上	同上
57	N	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	980 980	670 670	390 610	同上 同上	直噴式	20 項	同上	同上
61	Q	昭 61.10.1 昭 62.10.1	昭 62.9.1 昭 63.9.1	昭 63.4.1 平 1.4.1	10 (g/km) 同上	2.70 2.70	0.62 0.62	1.26 1.26	同上 同上	MT AT	30 項	同上	同上
平 3	Q	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30 項 31 項	同上	同上
4	Y	平 4.10.1	平 5.9.1	平 6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上		37 項	同上	同上
6	KD	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		47 項	40	46 項
10	KH HD DK WK DL WL DM WM	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	25	
14	KN TG XG LG YG UG ZG	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76 項	同上	
17	ACC ADC BCC BDC CCC CDC DCC DDC	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モー ド × 0.88 + 11 モー ド × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HC について は NMHC と する。		同上	

注 1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車という。

2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車という。

3 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車という。

4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

5 印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの並びに平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 5 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 6 年 3 月 31 日）以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第 28 条第 30 項関係）

4 - 50 - 14 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用

自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ウ関係							4 - 50 - 1 - 1 関係	
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モ ー ド 規 制 値					適用 関係 告示 根拠	無負荷 急加速 黒煙規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	P M	備 考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		18 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上		22 項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30 項	同上	同上
平 3	S	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		33 項	同上	同上
5	KA	平 5.10.1	平 6.9.1	平 7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		43 項	40	46 項
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	25	
14	KP HW TH XH LH YH UH ZH	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76 項	同上	
17	ACE ADE BCE BDE CCE CDE DCE DDE	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モ ー ド × 0.88 + 11 モ ー ド × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC について は NMHC と する。		同上	

注 1 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

3 印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの並びに平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 6 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 7 年 3 月 31 日）以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第 28 条第 30 項関係）

4 - 50 - 15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 15 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人

以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1- 2 (1) 工 関 係							4 - 50 - 7 - 1 - 1 関 係	
規制年	識 別 記 号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単 位)	モ ー ド 規 制 値					適 用 関 係 告 示 根 拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直 噴 式			
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		18 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直 噴 式			
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上		22 項	同上	同上
						980	670	610	同上	直 噴 式			
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	980	670	350	同上		34 項	同上	同上
						980	670	500	同上	直 噴 式			
平 5	KB	平 5.10.1	平 6.9.1	平 7.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43 項	40	46 項
9	KF HB DD WD DE WE DF WF	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47 項	25	
						2.70	0.62	0.97	0.43	AT			
10	KJ HE DN WN DP WP DQ WQ	平 10.10.1	平 11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67 項	同上	
15	KQ HX TJ XJ LJ YJ UJ ZJ	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76 項	同上	
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DCF DDF	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モ ー ド × 0.88 + 11 モ ー ド × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HC について は NMHC と する。		同上	

注 1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。

2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4 - 50 - 16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 15 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) 工 関 係							4 - 50 - 1 - 1 関 係	
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値					適用 関係 告示 根拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		18 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上		22 項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式を 除く。	25 項	同上	同上
平 1	U	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1	同上	980	670	350	同上		38 項	同上	同上
						980	670	520	同上	直噴式			
2	W	平 2.10.1	平 3.9.1	平 4.4.1	同上	980	670	350	同上		38 項	同上	同上
						980	670	520	同上	直噴式			
6	KC	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		44 項	40	50 項 56 項
						9.20	3.80	7.80	0.96	直噴式			
9	KG HC DG WG DH WH DJ WJ	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68 項	25	
15	KR TK XK LK YK UK ZK	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量 12t 以下	77 項	同上	
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DCF DDF	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モー ド × 0.88 + 11 モー ド × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HC につい ては NMHC と する。		同上	

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

2 直噴式とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

3 平成元年規制については、直噴式の原動機を有する自動車及び車両総重量が 8t を超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。

4 - 50 - 17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が 12t 以下であるものについては平成 15 年 10 月 1 日以降に、車両総重量が 12t を超えるものにあつては平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制

値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) 関係							4 - 50 - 1 - 1 関係	
規制年	識 別 記 号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値					適 用 関 係 告 示 根 拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980 980	670 670	450 700	同上 同上	直噴式	17 項	同上	同上
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980 980	670 670	390 700	同上 同上	直噴式	18 項	同上	同上
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980 980	670 670	390 610	同上 同上	直噴式	22 項	同上	同上
平 1	U	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1	同上	980 980	670 670	390 610	同上 同上	直噴式	27 項	同上	同上
2	W	平 2.10.1	平 3.9.1	平 4.4.1	同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38 項	同上	同上
6	KC	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	13 (g/kWh)	9.20 9.20	3.80 3.80	6.80 7.80	0.96 0.96	直噴式	48 項	40	50 項 56 項
10	KK HF DR WR DS WS DT WT	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量 12t 以下	68 項	25	
11	KL KM HM DU WU DV WV DW WW	平 11.10.1	平 12.9.1	平 13.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量 12t 超	69 項	同上	
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB PC VC PD VD PE VE PF VF PG VG PH VH	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量 12t 以下	77 項	同上	
16	KS HZ	平 16.10.1	平 17.9.1	平 17.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量 12t 超	同上	同上	

	TM XM LM YM UM ZM PJ VJ PK VK PL VL PM VM PN VN PP VP PQ VQ PR VR									12t 超			
17	ACG ADG BCG BDG CCG CDG DCG DDG	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	2.70	0.036	HC につい ては、MHC とする。		同上	

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車を用いる。

3 平成元年規制については、車両総重量が 8t を超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。

4 - 50 - 18 従前規定の適用

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以後に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 80 項関係）

4 - 50 - 18 - 1 性能要件

性能要件が規定されていない。

4 - 50 - 19 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以後に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 2 (1)

の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 37kW 未満のもの。）

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ア関係						4 - 50 - 1 - 1 関係		
規制年	識 別 記 号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単 位)	モ ー ド 規 制 値					適 用 関 係 告 示 根 拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
なし	なし	平 15.9.30 以前	平 16.8.31 以前	平 16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	1 項 7 号	なし		

平 15	SA	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04		同上	同上	1 項 8 号
	同上	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	同上	同上	同上	同上	同上			40	

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4 - 50 - 20 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW 以上 56kW 未満のもの。）

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) イ関係							4 - 50 - 1 - 1 関係	
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値					適用 関係 告示 根拠	無負荷 急加速 黒煙規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
なし	なし				なし	なし	なし	なし	なし		1 項 7 号	なし	
平 15	SB	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52		同上	同上	1 項 8 号
	同上	平 20.10.1	平 21.9.1	平 21.9.1	同上	同上	同上	同上	同上			40	

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4 - 50 - 21 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW 以上 75kW 未満のもの。）

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) イ関係							4 - 50 - 1 - 1 関係	
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値					適用 関係 告示 根拠	無負荷 急加速 黒煙規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
	なし				なし	なし	なし	なし	なし		1 項 7 号	なし	
平 15	SB	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52		同上	同上	1 項 8 号
	同上	平 20.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上			40	

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4 - 50 - 22 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指

定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW 以上 130kW 未満のもの。）

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ウ関係							4 - 50 - 1 - 1 関係	
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値					適 用 関 係 告 示 根 拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
なし	なし				なし	なし	なし	なし	なし		1 項 7 号	なし	
平 15	SC	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39		同上	同上	1 項 8 号
	同上	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	同上	同上	同上	同上	同上			40	

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4 - 50 - 23 従前規定の適用

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた、型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW 以上 560kW 未満のもの。）

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) 工 関 係							4 - 50 - 1 - 1 関 係	
規制年	識別 記 号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単 位)	モ ー ド 規 制 値					適 用 関 係 告 示 根 拠	無 負 荷 急 加 速 黒 煙 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		C O	H C	NOx	P M	備 考			
	なし				なし	なし	なし	なし	なし		1 項 7 号	なし	
平 15	SD	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8 (g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26		同 上	同 上	1 項 8 号
	同上	平 18.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上			40	

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないものとする。

4 - 50 - 24 従前規定の適用

ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）のうち、軽自動車であつて、平成 11 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあつては、平成 12 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 10 年 10 月 1 日以降に、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号イ関係）

4 - 50 - 24 - 1 性能要件

性能要件が規定されていない。

4 - 50 - 25 従前規定の適用

ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）のうち、4 サイクルの原動機を有

する小型自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車を除く。)については次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号口関係)

4 - 50 - 25 - 1 性能要件

性能要件が規定されていない。